

身体的拘束最小化に関する当院の取り組み

～患者様の尊厳と安全を守るために～

当院では、患者様一人ひとりの尊厳と安全を最優先に考え、身体的拘束の最小化に組織全体で取り組んでいます。

身体的拘束は、患者様の行動の自由を制限するだけでなく、身体的・精神的苦痛や ADL 低下を招く可能性があります。

そのため当院では、「身体的拘束は原則として行わない」という基本方針のもと、多職種で十分に検討を行い、やむを得ない場合に限り、必要最小限の範囲で慎重に実施します。

病院長 大畑修三

基本方針

1. 身体的拘束の原則禁止

患者様の尊厳を守るため、身体的拘束を行わないケアを基本とし、安心・安全な療養環境の提供に努めます。

2. やむを得ず身体的拘束を行う場合の「3 要件」

以下の 3 要件をすべて満たす場合に限り、必要最小限の期間・方法で実施します。

- 切迫性
患者様ご本人、または他者の生命・身体に危険が及ぶ可能性が著しく高い場合
- 非代替性
身体的拘束以外に安全を確保する有効な代替手段がない場合
- 一時性
身体的拘束が一時的な対応である場合

3. 多職種による慎重な検討

医師、看護師、リハビリスタッフ、薬剤師など多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や代替方法について慎重に検討します。

4. 早期解除に向けた継続的な評価

身体的拘束実施中も患者様の状態を継続的に観察・評価し、必要性が低下した場合には、速やかな解除に努めます。

5. 職員教育と意識向上

身体的拘束最小化に関する研修や事例検討を定期的に行い、全職員の知識・技術・倫理観の向上に努めます。

令和8年 3月～5月 身体的拘束の実施率

在院延べ日数	身体的拘束実施延べ日数	身体的拘束の実施率
4,104 日	0日	0%